

グリーンオフィスかごしまロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、グリーンオフィスかごしまロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの目的等)

第2条 ロゴマークは、グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）に認定された事業所（以下「認定事業所」という。）が、環境に配慮した事業活動を行っている事業所であることを示し、グリーンオフィスかごしまの周知に資することで、多くの事業所への環境管理の導入の促進を図ることを目的に作られたものであり、目的に賛同する認定事業所が、これを使用するものとする。

(ロゴマークの仕様)

第3条 ロゴマークの仕様は、別記グリーンオフィスかごしまロゴマーク使用マニュアルのとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする認定事業所は、新聞、テレビ、雑誌その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、あらかじめ鹿児島市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の届出を行う者は、グリーンオフィスかごしまロゴマーク使用届出書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用内容が分かる資料又は見本（見本が添付できない場合、写真等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、前条の届出を行った日から最長で認定期限の日までとし、これを超えて使用する場合は、改めて届け出なければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、グリーンオフィスかごしまロゴマーク使用届出書（様式第1）を受理しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利目的で使用すると認められるとき。
- (3) 市及びグリーンオフィスかごしまの信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。

- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するおそれがあるとき。
- (8) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (10) 別記グリーンオフィスかごしまロゴマーク使用マニュアルで定めるグリーンオフィスかごしまロゴマークの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

2 前項について、正当と判断される理由が認められる場合は、この限りでない。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第4条の届出を行った者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出が市に受理されてから使用すること。
- (2) 届出を行った使用内容にのみ使用すること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を遅滞なく提出すること。ただし、提出が困難なものにあつては、当該完成品の写真を提出すること。

（使用状況等の報告又は調査）

第9条 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（使用の差止め）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、グリーンオフィスかごしまロゴマーク使用差止通知書（様式第2）を送付し、ロゴマークの使用を差し止めるとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴマークの使用の継続が不相当であると認められる場合

2 使用者は、ロゴマークの使用を差し止められた場合、当該使用を差し止められた日からロゴマークを使用できないものとする。

3 市長は、第1項の使用の差止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（使用の非独占性等）

第11条 この要領による届出の受理は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用者がロゴマークを使用して製作した物品等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この要領による届出に要する費用及びロゴマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の^{かき}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、ロゴマークの利用促進等を図る観点から、第4条の届出によるロゴマークの使用状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要領に関する事務は、環境局環境部環境保全課が行う。

付則

この要領は、令和3年2月5日から施行する。